

福祉のまちづくりの課題

各地に設置された障害者用駐車場やトイレの利用実態を見る限り、わが国の福祉のまちづくりは、必要の原理から設置した施設を今やすべての人を対象に平均の原理を重視する施設に変容しているといえる。ユニバーサルデザインがいう「誰もが公平に使える」ことは、物理的に限られた障害者用施設をみんなですべてで使うことではない。1カ所しかない、あるいは物理的に限られた少ない車いす用の施設をみんなですべてで使うという発想がユニバーサルデザインでは決してない。

ユニバーサルデザインの考え方は機会の平等を重視するアメリカからの移入である。その考え方をわが国の社会に浸透させるためには、誰もが公平に使えるという言葉の本来の意味を社会に訴えていくべきである。その取り組みがなされず、誰もが使えることを謳い文句に福祉のまちづくり施設の普及とその設置理念を普遍化させても、ますます混乱を呼ぶばかりである。

本連載で事例にあげた障害者用駐車場は、障害者を優遇することに対しての人々の不満、反論も見聞する。しかし、障害者用駐車場が必要とすることは、誰もが使えることが目標ではない。車いすで乗り降りできるドアの開閉に必要な3.5mの幅を確保することなのである。また、車いす使用者は設置されたそのトイレが必要なのである。その必要の原理に対する議論ではなく、なぜ車いすだけを優遇するのかという不満がこのユニバーサルデザインの背景には潜んでいる。すべてを同列で扱う「平均の原理、平等感」が今の社会には存在するのではないかと筆者には思える。

加えて、相も変わらず勝ち組、負け組といった評価、能力主義を最優先するわが国の社会状況のなかで、格差社会も致し方ないこととする考えが重視されているのではないか。そのことがユニバーサルデザイン化する福祉のまちづくりの上でも、「誰もが公平に使える」ことの意味を誤解し、我さえ良ければという利己主義的な捉え方が利用上の問題に色濃く影響しているのではないだろうか。福祉のまちづくりは、競争原理を基本とする同列に扱う公平さではなく、違いを認めた公平さでなければならないと筆者は考える。

すべての人が生きていける社会を目標とし、ユニバーサルデザイン化する共用施設の意義は誰も異論がない。しかし、現実にはすべての人が使える物理的環境とはなっておらず、施設の絶対数も明らかに不足している。ユニバーサルデザインをいうならば、すべてのトイレを車いす使用者も利用できるようにすることである。「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトなのである。また、わが国には施設設置を義務化する法律はあっても、その利用権を保障する法律が存在しないのである。

今や福祉のまちづくりのあり方は、施設を設置すれば良いといった段階から、その施設利用のあり方、対象者の利用保障をどのように考えていくのか、その運用面が問われる段階である。

ノーマライゼーションの理念発祥の地であるデンマークで障害者用駐車スペースの利用実態調査も試みた。デンマークでは設置のありようはほぼ日本と同様であった。しかし、不正駐車

に対しては罰則規定を設け、当事者の利用権を法律によって保障するシステムが確立されていた。デンマークの障害者施策は、障害を補い、同じ市民として社会参加できるように保障することであり、そのためには環境基盤を重要視し、物理的に、また人々の意識の上でも啓発し、社会環境を整備することを社会の責務としている。

わが国の福祉のまちづくりに込められた当事者の思いは、単に都市構造をバリアフリー化することではない。障害者が一人の人間として当たり前で生きるための必須要件である当たり前で生活できる環境を確保し、その利用権を総合的に保障することにある。それは日本国憲法第25条にうたわれた生存権を保障することの何物でもない。社会における障害者問題とユニバーサルデザイン化のまちづくりは協同関係にあり、連動するものである。重ねて述べるが、我々が目標とするすべての人のための社会とは、それぞれの違いを認めた社会のあり方、平等感、公平感に基づく社会なのである。その理念を具現化した事例の一つが福祉のまちづくりの施設であり、真のユニバーサルデザインなのである。

障害者福祉の動向

2006年12月13日、国際連合（第61回国連総会）において、障害を理由とするあらゆる差別、不平等を禁止する「障害者権利条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）が採択された。日本政府は2007年9月28日に権利条約に署名はしたものの、国内法との整合性が図れないため今日まで批准を保留していた。しかし、ここ数年に及ぶ批准に向けての「障がい者制度改革」によって障害者関連法の整備を行ってきた。その結果2014年1月20日について批准し、同年2月19日よりわが国でも発効している。

この権利条約は、具体的には他の人々と同様に扱う“機会均等化”という目標を掲げ、それぞれの国において取り組むことを義務づけている。「障害」は障害者とその他の人々を取り巻く環境の関係性から生まれるものであり、その障害者の社会参加を妨げる文化的、物理的あるいは社会的障壁によって他の人々と平等に社会生活に参加する機会を喪失または制約することに言及する国際法である。また、「我々のことを、我々抜きで勝手に決めないで！」（Nothing about us without us!）と言うスローガンを掲げ、障害当事者の視点で作られた条約である。

今後、権利条約に批准したわが国がどのように歩んでいこうとするのか、また、現在抱えるわが国の障害者問題、課題についても別の機会に考えてみたい。

最後に

現代社会における人々の知恵の積み重ねによって「障害者観」も一昔前、ふた昔前とは大きく異なり、社会のあり様、環境がいかにあるのかを重要視し、それを追及する時代となった。

“陽気ゆさん”の世界実現を目指す天理教において、どのような障害者像が浮かび上がってくるのか、また映し出されているのであろうか？ 今後、時期をみて信仰の世界における障害者像について触れてみたい。